

独立行政法人 大学入試センター  
入学者選抜研究機構 発足記念セミナー

# 大学入試を考える

～競争選抜から全入化の時代へ～

2010年9月10日（金）

## コメントに対して

### [1] 大学入学者選抜の必要条件 繁樹算男

**コメント 1:** 大学入試が入学者を選抜するだけでなく、社会にとっての教育力向上につながるということが印象に残りました。受験者は入試のために勉強するという現状があるため、大学側がアドミッション・ポリシーを明確にし、入試の方針を示せば、容易に望ましい学習を促すことができると感じました。

**回答:** 私の話がこのように伝わるとうれしいです。理想論はともかく、現実問題として高校生の身になって考えるとき、大学入試を意識せず、例えば、人格を磨くことや、教養を身につけることだけを目的として勉強する学生は少ないでしょう。そのため、大学入試がどのようなメッセージを送るかは重要です。いわゆる AO 入試などで、何も学力試験を課さない入学者選抜がもたらす悪い影響は容易に想像できます。（ちなみに、日本の AO 入試は、本来のアドミッションズ・オフィスとは関係がないといえます。）ユニヴァーサル化の現状において、アメリカやヨーロッパにおける選抜の一部が学力試験に重きを置かないことを根拠に、学力試験に拠らない入学者選抜をよしとする議論も見られますが、外国の例をそのまま日本に取り入れられるのかは、慎重に判断すべきです。入試に関しては、日本は独自の歴史を持ち、欧米とは異なる進化をしてきました。もちろん、入試において学力偏重が良いということではありません。しかし、大学入学後に主体的な学習や研究を行える準備を促すようなメッセージを入試が送ることは、大切なことと信じます。例えば、理系であれば数学や英語、文系であれば英語の教養は必要です。そのような基盤をなす科目の入試がないために、学生が数学や英語の学習に向ける努力が減るとすれば、大学にとっても、また学生にとっても不幸なことだと思います。

**コメント 2:** 「中堅」以上の大学であれば、学力という看板は下ろせないだろう。しかし、多くの大学では受験生の達成度は低く、潜在的可能性にかけて選抜する以外に道はないのではないだろう

うか。現実に行われている入試は、その目的のために機能しているとは思えない。大学の教員に任せておいては良い結果は得られないかもしれない。独立した AO が設置されるような制度設計がなされなければならないだろう。

**回答：**基本的には、私が主張したかったことも、この感想をお寄せ頂いた方と同じです。ユニバーサル化の時代であっても、各大学は常に入試をより良いものにし、魅力ある受験生を集め、その中から良い学生を選抜する努力をすべきだと思います。そして、結果的に受験者のほぼ全員を合格とせざるを得ない場合でも、入試の情報が、入学後の教育に役立つ情報になるように、入試の様々な側面を計画することが望ましいと考えます。そのために、潜在的可能性にかけるのは良いと思いますが、私が主張したかったことの一つは、その場合に、たとえ「看板」だけでも、基礎的な科目の学力試験はできるだけ課すような入学者選抜の体制を作るべきだということです。私も大学の教員ですので、入学者選抜を大学の教員に任せていて大丈夫かというコメントは耳の痛いところです。他のコメントにも、大学教員には学力重視の志向が強くなるので、社会で活躍できる人材を育てられるようなアドミッション・ポリシーは策定できないだろうという指摘がありました。しかし、そうはいつでも、大学で実際に教育に当たるのは教員です。したがって、月並みではありますが、アドミッションズ・オフィスと教員組織の緊密な協力連携の下で入試を実施するのが望ましいと思います。

**コメント 3：**アドミッションズ・オフィスの重要性について痛感しております。入試制度の設計は、学部教員が自らの専門分野の研究の片手間にできるものでも、任期（当番）制のような 1 年単位で担当が替わるシステムの中でできるものでもないと思います。いつも入試にかかわる職員として感じるのですが、学部の教員は、入試制度について当該学部で実際に教鞭を取らない者が入試において決定権を持つような学内組織（アドミッションズ・オフィス）の制度に強い抵抗を持っているように思います。アドミッションズ・オフィスの組織はどうあるべきでしょうか。

**回答：**多くの大学教員は、入試業務の多さに辟易していると同時に、入試に関する決定権は持っていたい、あるいは持つのが当然だと考えているようです。私自身も、基本的なアドミッション・ポリシーは、AO の十分なデータ収集とそれに基づくアドバイスを基に、教員組織が策定すべきだと思いますが、そのほかの多くのことは、アドミッションズ・オフィスがやるべきだと考えます。したがって、アドミッションズ・オフィスは多様な任務を持つこととなりますから、そのスタッフは、例えば、マーケティング、高等教育、テスト、統計学などについて高度な専門知識を持ち、かつ教授会とのリエゾンになる人です。スタッフの何人かは兼任教授となるような形態も考えられます。

**コメント 4：**入試にメッセージを込めることと受験生の数を増やす（経営的目的）こととの間の矛盾を解消するために「公的なガイドライン」が必要という提案における「公的なガイドライン」

とは、大学（認証）評価のことなのでしょうか。この点について詳しくお考えをお聞かせください。

**回答：**ご指摘のように、大学の経営的な視点と大学の教員が望む入試の間に若干の矛盾が生じる場合があります。現在、ベストセラーになっている『これからの正義を話そう』（マイケル・サンデル）では、大学が新生の一割を競売にかけ、高い値を入れた者から入学させるという入学者選抜方式をどう考えるかという問題が出ています。競売の収益を教育環境の整備や図書館の充実に充てれば、残りの9割の学生がその恩恵を被ることができることを考えると、これは単なるジョークでは済まされない問題提起であることが分かります。現実の問題として、学力を問わないAO入試について考えてみます。大学教員はもとより、大学の経営者も、大学での講義やゼミに必要な基礎学力を備えた学生を入学させたいと考えていますから、そのために、過度なものではない、適度な受験勉強はして欲しいと思っています。これを妨げているのが、受験者数を増やすという経営的な視点です。しかし、もし全国的に最小限の学力のチェックを義務づけるルールがあれば、受験者数を増やすことと、学力試験を課すことが矛盾しなくなります。それでは、そのためのガイドラインをどこに求めるかということが問題になります。シンポジウムの発表では、大学認証評価をそのような方向性を指し示す可能性を持つものとしてあげました。また、文部科学省の平成23年度大学入学者選抜実施要項では、2011年度のAO入試から、「何をどの程度学んできて欲しいか」をアドミッション・ポリシーに明記することや、大学教育を受けるために必要な基礎学力の習得状況を把握するため、各大学での試験の成績、センター試験の成績、資格・検定試験の成績、高校の成績のうち少なくとも1つは、出願要件や合否判定に含めることを求めています。人的リソースは1つの国家の国力を形成する極めて重要な要素です。ものごとを吸収する力が旺盛な高校生の時代に、良く遊ぶだけではなく、良く学ぶように、学生に意味のある受験勉強をして欲しいと思います。そのためのガイドライン作りが重要な課題として取り上げられることを強く希望しています。

## **[2] 障がい者の大学入学者選抜と受験特別措置 藤芳 衛**

**コメント 1：**センター試験の全国一斉実施は、障害者への措置の自由度を制限しているのではないかと。

**回答：**試験の測定目標をできる限り変えることなく、公平な試験を設計することがテストのユニバーサル・デザインの責任ではないでしょうか。確かに、ご指摘のように自由度は制限されます。しかし、工夫の余地のあるものと存じます。

**コメント 2：**公平な試験は不合格者にも自己評価の機会を与えるとは、具体的にどのようなことか。

**回答：**試験が公平に実施されていると認識できれば、たとえ不合格であっても受験者はその結果を受け入れ、自立的に的確な進路選択が可能となります。しかし、不公正であればその不公正を打破するために受験を繰り返すか、あるいは社会の不合理的に学習意欲を失うほかはありません。今後、面接調査により適性試験の視覚障害受験者の進路決定過程の分析を行う計画です。

**コメント 3：**聴覚障害者のリスニング・テストの免除は、他の受験者と比較すれば不公平である。免除ではなく、代替措置（例えば別の文字表記の問題等）で試験を実施すべきである。

**回答：**重度の聴覚障害者に対する英語のリスニング・テストの免除措置は適切と考えられます。ご指摘のように、リスニング・テストを文字化して出題したとしても、オーラル・コミュニケーションの能力というよりも、語彙や文章理解等、筆記試験で問われる能力が測定される結果となることが予想されます。もし何か良い方法がありましたら、ご教示いただければ幸いです。

**コメント 4：**視覚障害者としての先生の入試時と在学中の困難の克服についてお聞かせください。

**回答：**私が大学を受験したのは50年以前のことです。当時は入試方法がまだまだ確立していませんでした。点字問題もなく、対面朗読方式でした。試験時間の延長もありません。一番驚いたのは、公平性を保つためとして用語はすべて訓読みされたことです。「雪舟」も「ユキフネ」と読まれ、源氏物語に出てきた姫君かと考えこんだものです。受験しながら、これは後輩のためにどうにかしなければと思ったものです。その私が大学入試センターでテストのユニバーサル・デザインの研究に携わる機会が与えられたことは、何とも人生の巡り合わせの妙としか言いようがありません。どうにか卒業できたのは、級友や指導教官の励ましのおかげでした。ようやく、オーバードクターの時にマイクロコンピュータ（現在のパソコン）の活用の可能性が出てきたおかげで、自立的に研究ができるようになりました。視覚障害者にとって、マイクロコンピュータは実験状況等を詳細に見ることを可能にする顕微鏡であり、世界に蓄積された情報を見ることを可能にする望遠鏡として、そのハードウェアとソフトウェアの勉強に熱中したものでした。

以下のコメントに対しては、発達障害の専門家である上野一彦特任教授からの回答を掲載致します。

**コメント 5：**発達障害者の特別措置の入試については、時間延長だけでは解決できないと思う。室の環境とか、問題文を強調して表記するとか、別の手法も使わないと他の受験者と比べて不公平になってしまうのではないかと。発達障害もひとくくりにするのではなく、たとえば、一部の方が持っている精神保健福祉手帳（厚生労働省の身体障害者手帳と同等のもの）の障害等級によって区別して配慮を考えなくてはいけないのではないのだろうか。

**回答：**大学入試センター試験における特別措置の申請には、申請書、診断書、状況報告・意見書の三種です。医師の診断書には主診断名として、発達障害者支援法で定義されている自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、および合併する診断名と現症についてできるだけ具体的に記入してもらうとともに、心理・認知検査や行動評定等も記入が求められています。また、申請書や、原則として教育機関から出させる状況報告・意見書の記載フォームを見ていただければお分かりいただけると思いますが、試験時間の延長（1.3倍）、チェック解答、拡大文字問題冊子の配布、別室の設定、その他となっています。

こうした書類の提出によって、様々な様態をもつ発達障害について、試験の公平性を担保する観点から総合的に措置の決定をいたします。まず発達障害を明記するという最初の扉が開かれたわけですが、個々の障害の状態を正確に判断すると同時に、必要で適切な措置をきちんと判断したいと思っています。発達障害に対する手帳制度については厚生労働省で検討中と聞いておりますが、現段階では手帳などを用いた判断をすることは出来ません。

**コメント 6：**発達障害学生に対する延長時間の妥当性を測るデータはあるのでしょうか。発達障害学生が配慮を希望する場合（特に時間延長）、その判断の基準となる診断書の妥当性や IEP などその他の文書の信頼性をどのように判断するのでしょうか。

**回答：**今回の発達障害の特別措置における時間延長（1.3倍）は、発達障害の志願者における「読みの困難」状態を明確に記述する診断書、並びに、学校などにおいてそうした状態についての具体的な措置記載をもって判断することを原則としております。ただし、学校でそれら支援の記載がない場合は、然るべき専門機関での具体的な証明記載でもこれに替えることができます。

こうした書類を専門家で構成される特別措置委員会で検討し、必要な措置内容を決定いたします。今回は、様々な角度から明らかな読み障害（dyslexia）や読みの困難のある場合に限定し、時間延長のミニマムな措置としての1.3倍を導入いたしました。

機構では、これまで欧米の発達障害に対する特別措置（SAT、ACT、GCE、並びに日本語能力試験など）の先行事例を研究すると共に、dyslexia の診断をもつ高校生の読みに関する負担状況の実験的なデータも収集しつつあります。今後、さらなる妥当な時間延長の具体的な基準作りを進めていくつもりです。

### [3] 教科・科目に依らない学力測定の可能性 小牧研一郎

**コメント 1：**大学入試において適性試験の導入や実施は既に決まっているのですか。

**回答：**今回の報告では、大学入試センターが、センター試験だけではなく、大学院レベルの法科大学院適性試験も実施してきたことの紹介に主眼を置きました。このような試験は大学入試にも

活用できることにも触れましたが、具体的に検討が進んでいる訳ではありません。

**コメント 2:** 法科大学院適性試験の統計分析結果について、①平均点は年度により波打っており、安定した試験であったといえるか。②クロンバックの信頼性係数 $\alpha$ が0.7~0.8で、アメリカの0.9に比べて小さい。③年齢別に見ると理系が高いのは、推論・分析力を重く見ているからであろう。

**回答:** ①ご指摘の通り、総合得点の平均値は年度間で60+6/7程度ゆらいでいます。センター試験でもこの程度の変動があり、初出の問題なのでやむを得ないと考えています。②アメリカのように設問数を増やせば $\alpha$ 係数は上がりますが、ある程度深い思考力を測る、時間のかかる設問を加えることを優先し、現在の90分×2の試験時間で、50程度の設問数という枠組みを方針としました。

**コメント 3:** 既修コースについて、法科大学院ごとの入学時の適性試験成績と新司法試験合否との相関に関する説明がありました。未修コースについてはどうなのですか。

**回答:** 既修コースでは入学者の9割以上が標準の2年で修了し、その9割程度が直後の新司法試験を受けているので、両者の相関を調べることに十分意味がありますが、未修コースでは入学者の7割程度が標準の3年で修了し、さらに、その7割程度が直後の新司法試験を受けるので、適性試験を受けたグループと新司法試験を受けたグループの同一性が低く、入学年度と新司法試験の年度を特定したグループごとに両者の相関を調べることは困難です。